

## 第146回新生ふくしま復興推進本部会議 議事録

- 日時：令和7年3月6日（木）10：00～10：05
- 場所：危機管理センター災害対策本部会議室（北庁舎2階）

### 【鈴木副知事】

ただ今から、新生ふくしま復興推進本部会議を始めます。

早速、議題の1つ目「南相馬市・特定帰還居住区域復興再生計画（案）」、2つ目「浪江町・特定帰還居住区域復興再生計画の変更」について、避難地域復興局長。

### 【避難地域復興局長】

南相馬市及び浪江町の「特定帰還居住区域復興再生計画案」について、2月18日付けで「福島復興再生特別措置法」に基づく県への協議がありましたので、その内容についてお諮りいたします。

まず新たに区域を設定する南相馬市の計画案について説明いたします。【資料1-1】の1ページ目を御覧ください。

区域につきましては、小高区西側の金谷の一部となります。なお、ページ左側の下段に記載のとおり、今回、区域の対象となる世帯が少なく、区域図及びアクセス道の名称は、個人宅の特定につながるため、公表資料には掲載しておりません。区域設定の考え方といたしましては、帰還する住民が安心して日常生活を送ることができるよう、自宅やアクセス道を中心に特定帰還居住区域の設定がなされております。

2ページ目を御覧ください。「3 計画の期間」につきましては、計画が認定された日から令和11年12月31日までとなっております。当該区域の整備及び除染などについては記載のとおりです。本会議で御了承いただければ、【資料1-2】のとおり、当該計画案について「異議なし」として、本日付けで南相馬市に回答したいと考えております。

次に浪江町の計画変更案について説明いたします。町が今年度実施した2回目の帰還意向調査の結果をもとに、帰還意向のある方々の自宅等を新たに追加するものです。

【資料2-1】の1ページ目左側の区域図を御覧ください。ピンク色に着色された範囲が新たに追加する区域を含む特定帰還居住区域の全体像になります。今回、主に津島地区や井出地区などにおいて、新たに帰還の意向を示された

方々の自宅や道路等のインフラを中心として区域に追加することとしております。また、右側の上段＜特定帰還居住区域に含まれる施設＞の1ポツ目を御覧ください。県道50号（浪江三春線）につきましては、工事を速やかに進めるため、葛尾村と協議した上で、浪江町内のほかに葛尾村内の小出谷工区バイパス部分を浪江町の計画に位置付けることとしております。

3ページ以降は、時点修正及び先ほど説明いたしました県道50号の小出谷工区バイパスに係る記載が変更されております。本会議で御了承いただければ、【資料2-2】のとおり「異議なし」として、本日付けで浪江町に回答したいと考えております。

国による認定後は、南相馬市や浪江町、国と共に、避難指示の解除に向けてしっかりと取り組んでまいりますので、関係部局の御協力をよろしくお願いいたします。

**【鈴木副知事】**

今の説明に関して、土木部。

**【土木部長】**

浪江町の計画に県道50号（浪江三春線）小出谷工区が葛尾村分を含めて新たに位置づけられることで、除染等の調整が可能となり、事業の推進を図ることが出来ます。

復興に必要なインフラ整備について、引き続き、国や町村等と連携しながら、取り組んでまいります。

**【鈴木副知事】**

ほかにありますか。

なければ、南相馬市の計画案、浪江町の計画変更案について、「異議なし」として回答することといたします。

知事からお願いいたします。

**【知事】**

今回協議がありました南相馬市及び浪江町の特定帰還居住区域復興再生計画によって、それぞれの市・町で区域が新設または拡大することとなります。

南相馬市においては、これまで帰還を希望される住民に寄り添い、丁寧に意

見交換を重ねてこられました。今回の特定帰還居住区域の設定は、こうした住民の方の古里への帰還に向けた大切な一歩となります。

また、浪江町においては、浪江駅周辺整備事業や水素の利活用の取組など復興に向けた新たな取組が進められているほか、特定帰還居住区域の除染が昨年6月から開始されております。こうした中、今回の区域拡大は浪江町の復興・再生に向け更なる前進につながるものです。

国には、速やかに計画を認定いただき、早期の避難指示解除が実現できるよう責任を持って取り組んでいただきたいと思います。

引き続き、全庁一丸となって、福島復興再生計画の取組を着実に進め、帰還意向のある全ての方々が一日も早く帰還することができるよう、国、市・町と連携しながら取り組んでください。

**【鈴木副知事】**

以上で新生ふくしま復興推進本部会議を終了します。